



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年 2月 8日 金曜日 第2443号

◇ 目 次 ◇

災害対策基本法による指定地方公共機関の指定の一部改正.....	(危機管理課).....	58
医師の指定.....	(障害福祉課).....	58
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	(農地整備課).....	59
肥料登録有効期間の更新(2件).....	(農産園芸課).....	59
解除予定保安林にする旨の通知.....	(森林整備課).....	59
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課).....	59
土地改良区役員の就退任の届出.....	(中予地方局農村整備第一課).....	59
道路の区域変更(県道宇和三間線外).....	(南予地方局管理課).....	60
道路の供用開始(県道宇和三間線).....	(").....	60

告 示

○愛媛県告示第101号

災害対策基本法による指定地方公共機関の指定(昭和37年10月愛媛県告示第786号)の一部を次のように改正する。

平成25年 2月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第6号の規定により知事が指定する指定地方公共機関は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p><u>株式会社テレビ愛媛</u></p> <p><u>社団法人愛媛県医師会</u></p> <p>省略</p> <p><u>四国瓦斯株式会社</u></p> <p>省略</p> <p><u>公益社団法人愛媛県看護協会</u></p> <p><u>株式会社愛媛CATV</u></p> <p><u>今治シーエーティービー株式会社</u></p> <p><u>宇和島ケーブルテレビ株式会社</u></p> <p><u>株式会社ハートネットワーク</u></p> <p><u>株式会社ケーブルネットワーク西瀬戸</u></p> <p><u>株式会社四国中央テレビ</u></p> <p><u>西予CATV株式会社</u></p> <p><u>財団法人八西地域総合情報センター</u></p> <p><u>株式会社愛媛新聞社</u></p> <p><u>社団法人愛媛県バス協会</u></p> <p><u>社団法人愛媛県トラック協会</u></p> <p><u>石崎汽船株式会社</u></p> <p><u>社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会</u></p>	<p>災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第6号の規定により知事が指定する指定地方公共機関は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p><u>愛媛放送株式会社</u></p> <p><u>財団法人愛媛県医師会</u></p> <p>省略</p> <p><u>四国瓦斯株式会社</u></p> <p>省略</p> <p><u>社団法人愛媛看護協会</u></p>

○愛媛県告示第102号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成25年 2月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院 又は 診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由・じん臓・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	喜多医師会病院	西原和郎	大洲市徳森字小鳥越2632-3	平成25年2月1日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	社会医療法人石川記念会石川病院	佐藤元通	四国中央市上分町732番地1	平成25年2月1日

○愛媛県告示第103号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、東温市樋口及び志津川地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成25年 2月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ほ場整備事業・東温地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成25年2月12日から3月11日まで
- 縦覧場所
東温市役所本庁

○愛媛県告示第104号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成25年 2月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成28年2月19日	愛媛県第1255号	混合有機質肥料	粒状混合有機質肥料1号	窒素全量 6.0 りん酸全量 5.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市八代664番地4

○愛媛県告示第105号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成25年 2月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成28年2月21日	愛媛県第1256号	混合有機質肥料	神協混合有機質肥料A G B 1号	窒素全量 2.0 りん酸全量 6.0 加里全量 2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	神協産業株式会社 山口県熊毛郡田布施町大字波野962番地の1

○愛媛県告示第106号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 2月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 解除予定保安林の所在場所
八幡浜市真網代乙6の12（国有林）
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第107号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局野村ダム管理所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 2月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 作業種類 公共測量（2級基準点、3級基準点）
- 作業期間 平成25年2月12日から
3月22日まで
- 作業地域 西予市

○愛媛県告示第108号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市南野田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 2月 8日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	明 賀 正 宏	東温市南野田330番地
"	東 村 義 清	東温市南野田230番地
"	坂 本 武 義	東温市南野田283番地
"	宮 崎 政 男	東温市南野田108番地1
"	高 橋 晃 治	東温市南野田109番地1
"	藤 岡 良 信	東温市南野田500番地2
"	明 賀 安 広	東温市南野田547番地
"	桐 野 彰 紀	東温市南野田644番地
監 事	東 村 正 嗣	東温市南野田231番地
"	宮 崎 泰 成	東温市南野田606番地1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	明 賀 正 宏	東温市南野田330番地
"	束 村 正 嗣	東温市南野田231番地
"	大 川 正 敏	東温市南野田473番地
"	友 近 弘 志	東温市南野田607番地 2

"	宮 崎 政 男	東温市南野田108番地 1
"	明 賀 豊 文	東温市南野田545番地
"	八 塚 正 明	東温市南野田602番地
"	藤 岡 良 信	東温市南野田500番地 2
監 事	森 貞 順 三	東温市南野田323番地 2
"	高 橋 晃 治	東温市南野田109番地 1

○愛媛県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 2月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	宇和三間線	宇和島市三間町務田225番 2 から 同町務田187番 2 まで	旧	メートル 8.8~11.0	キロメートル 0.477	
			新	17.0~40.6	0.477	
"	広見吉田線	宇和島市三間町務田200番 3	旧	12.6~13.2	0.020	
			新	13.4~14.4	0.020	

○愛媛県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 2月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和三間線	宇和島市三間町務田225番 2 から 同町務田210番 2 まで	平成25年 2月 8日
"	"	宇和島市三間町務田82番 3 から 同町務田187番 2 まで	"